

破産者 株式会社トリプルアート  
破産管財人 弁護士 鐘ヶ江 洋 祐

## 破産手続に関するQ&A

### 1. 破産手続について

Q1 株式会社トリプルアート（以下「破産会社」といいます。）はいつ破産したのでしょうか。また、破産会社の負債総額と債権者数を教えてください。

A1 令和6年2月27日（火）午後5時に、東京地方裁判所により破産手続開始決定を受けました（事件番号：東京地方裁判所令和6年（フ）第996号）。破産会社の負債総額は約4億8000万円（債権調査未了）、債権者数は約1万5000人（債権調査未了）です。

Q2 破産手続とはどのような手続ですか。

A2 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督のもと、裁判所から選任された破産管財人が、公正・中立の立場で、破産会社の財産を管理し換価することによって債権者に配当を行う手続です。

Q3 破産管財人は誰でしょうか。破産管財人の連絡先を教えてください。

A3 長島・大野・常松法律事務所の鐘ヶ江洋祐弁護士です。

本件に関するご連絡は、原則として以下のメールアドレス宛にお願いいたします（対応言語：日本語、英語、中国語（北京語））。お問い合わせの際には、氏名、登録電話番号、登録ユーザー名を記載してください。

【破産管財人のメールアドレス】[masadora-trustee@noandt.com](mailto:masadora-trustee@noandt.com)

多数の債権者からの問い合わせが予想されますので、お問い合わせには原則として以下のURLからアクセスできる破産管財人のウェブサイト上のQ&Aにてまとめて回答させていただきます。個別のお問い合わせに対する返信は困難になる場合があることをご理解下さい。

【破産管財人のウェブサイト】<https://www.masadora-trustee.com/>

また、皆様のご不明点に関して現時点でお伝えできる内容は本ウェブサイトに掲載しておりますので、ご連絡をいただく前に、本ウェブサイトをご参照ください。

Q4 破産管財人はどういう立場の人で、破産の手続では何をするのですか。

A4 破産管財人は、裁判所から選任された弁護士です。

破産管財人には、これまでの破産会社の事業や経営陣とは関係のない第三者の弁護士が選任されます。したがって、破産管財人は、破産前の経営には一切関与していません。破産管財人は、破産会社の代理人でも、特定の債権者の代理人でもありません。

破産管財人は、裁判所から選任され、公正・中立な立場で、専ら、破産法に定められた破産管財業務を遂行します。

Q5 破産手続は今後どのように進行しますか。

A5 破産管財人が破産会社の財産を調査し、それらを換価・回収したうえで、負債の調査を行います。

その結果は債権者集会で報告をする予定ですが、債権者集会は日本の裁判所にて全て日本語で行われることとなります。債権者集会への出席は義務ではありませんし、出席しないことで破産手続上不利に扱われることはありません。なお、オンラインで参加すること

はできません。債権者集会が終了した後に、本ウェブサイトにて集会での配付資料や説明内容等を中国語に翻訳して掲載する予定です。

なお、本件では、破産会社に十分な財産が残存していないため、破産債権者への配当の見込みが立たないとして、破産債権の届出をしたり債権について調査したりする手続の期日や期間は当面定められていません。

今後、破産会社の資産調査・換価等の結果、債権者の皆様に対する配当の目途が立った場合には、後日、本ウェブサイトにて告知して債権者の皆様に破産債権届出書を配布しますので、その際には、破産債権の届出をお願いいたします（現時点においては破産債権の届出は不要です）。

## 2. 商品の購入者、その他債権者の方からのご質問

Q 6 私は破産会社から商品を購入した者です。私が購入した商品はどうなるのでしょうか。

A 6 破産会社には既に財産がなく、購入者の皆様に対して、商品を準備してそれをお届けすることはできません。

Q 7 私は破産会社から商品を購入した者です。破産会社に支払った代金を返してもらうことはできますか。

A 7 残念ながら破産会社には財産がなく、購入者の皆様にお支払いいただいた代金を返還することはできません。今後、破産手続を進めていく中で、破産債権者の皆様に対する配当を実施できるだけの破産財団が形成されれば、配当として購入者に対して代金の一部を返金することができる可能性はありますが、現時点では配当の目途は立っておりません。

Q 8 破産手続が始まったことの正式な通知はもらえるのでしょうか。

A 8 破産手続開始通知書は本ウェブサイトからダウンロードして取得していただけます。

Q 9 「破産手続開始通知書」を受領しましたが、何か手続をする必要がありますか。

A 9 本件については、裁判所の決定により、破産債権の調査を留保する取扱いとなっておりますので、現時点では債権届出は不要です。したがって、現時点で何らかの手続をしていただく必要はありません。

Q 10 破産債権の届出はいつすることになるのですか。

A 10 本件については、破産債権者の皆様に対する配当を実施できる目途が立っていないため、裁判所の決定により、破産債権の調査を留保する取扱いとなっておりますので、現時点では債権届出は不要です。

債権者の皆様に対する配当を実施できるだけの破産財団を形成できた場合に限り、破産管財人より、債権者の皆様に宛てて債権届出をお願いする旨のご連絡を申し上げます。

Q 11 破産債権に対して配当は行われますか。

A 11 本件では、破産手続開始決定時点において破産債権者の皆様に対する配当を実施できる目途が立っておりません。今後、破産手続を進めていくなかで、破産債権者の皆様に配当できるだけの破産財団が形成された場合には、破産管財人より本ウェブサイトにおいて改めてご連絡します。

なお、破産法上の配当は、破産法に従って、破産債権者の皆さまに配当原資を平等に分配する手続です。破産財団が形成され配当を実施する場合であっても、破産債権者の皆様は破産法に従って配当率を算定し、破産債権者の皆様の有する確定した債権額に配当率を乗じて算出した金額を配当することとなります。

## 3. その他

- Q 1 2 破産管財人を名乗る人物から、お金を払えば破産会社に支払ったお金を取り戻せるといふ勧誘がありました。そのようなことはありますか。
- A 1 2 破産管財人から債権者の皆様に対して金銭のお支払いを要求することはありません。破産管財人から金銭のお支払いを請求するのは、破産会社に対して債務を負う者に限られます。
- 破産手続では、担保権などの法律に定める優先的な権利をお持ちでない限り、皆様の債権に対して一律かつ平等に配当を実施することになります。一部の債権者に対してのみ優先的にお支払いすることはありませんので、ご注意ください。
- 破産管財人からの案内がある場合は、原則として本ウェブサイト上で告知するほか、可能であれば皆様の登録電話番号へのSMSや送付先住所として登録された先に郵便により行う予定です。
- Q 1 3 本件について質問があります。
- A 1 3 本件に関するご連絡は、原則として以下のメールアドレス宛にお願いいたします（対応言語：日本語、英語、中国語（北京語））。お問い合わせの際には、氏名、登録電話番号、登録ユーザー名を記載してください。
- 【破産管財人のメールアドレス】[masadora-trustee@noandt.com](mailto:masadora-trustee@noandt.com)
- 多数の債権者及び関係者の皆様からの問い合わせがあることが予想されますので、お問い合わせには、原則として以下のURLからアクセスできる破産管財人のウェブサイト上のQ&Aにて回答させていただきます。個別のお問い合わせに対する返信が困難になる場合があることをご理解下さい。
- 【破産管財人のウェブサイト】<https://www.masadora-trustee.com/>
- また、皆様のご不明点に関して現時点でお伝えできる内容は本ウェブサイトに掲載しておりますので、ご連絡をいただく前に、本ウェブサイトをご参照ください。

以上